

千葉県環境基本計画（案） (抜粋)

(平成31年1月28日時点)

平成31年〇月

千葉県



目 次

第1章 計画の基本的事項.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置付け.....	2
第3節 計画期間.....	2
第4節 計画の構成.....	2
第2章 計画の目標.....	4
第1節 環境問題等に対する基本認識.....	4
第2節 目指す将来の姿.....	8
第3節 基本目標.....	8
第3章 施策展開の基本的な考え方.....	11
第1節 施策展開の基本的な考え方.....	11
第2節 分野を横断するテーマ.....	11
第4章 施策の展開方向.....	15
第1節 地球温暖化対策の推進.....	15
1 再生可能エネルギー等の活用.....	15
2 省エネルギーの促進.....	19
3 温暖化対策に資する都市・地域づくり等の促進.....	23
4 気候変動への適応.....	27
第2節 循環型社会の構築.....	30
1 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進.....	30
2 廃棄物等の適正処理の推進と不法投棄の防止.....	34
3 残土の適正管理.....	37
4 再生土への対策の推進.....	39
第3節 豊かな自然環境の保全と自然との共生.....	41
1 生物多様性の保全に向けた総合的施策の展開.....	41
2 自然公園等による優れた自然環境の保全と活用.....	43
3 地域の特性に応じた環境の保全.....	45
第4節 野生生物の保護と適正管理.....	50
1 希少野生生物の保護・回復.....	50
2 特定外来生物の早期防除.....	53
3 有害鳥獣対策の強化.....	55

第5節 安全で安心な生活環境の保全	57
1 良好な大気環境の確保	57
2 良好な水環境の保全	61
3 良好な土壤環境・地盤環境の保全	68
4 騒音・振動・悪臭の防止	70
5 化学物質・放射性物質への対策	73
第6節 環境保全のための基盤的、横断的な施策の推進	76
1 環境学習の推進と環境保全活動の促進	76
2 環境保全の基盤となる施策の推進	80
3 環境と経済の好循環の創出	83
4 災害時等における環境問題への対応	87
第5章 計画の推進	90
第1節 計画の推進体制	90
第2節 各主体に求められる役割	91
第3節 計画の進行管理	101

1 第6節 環境保全のための基盤的、横断的な施策の推進

2 1 環境学習の推進と環境保全活動の促進

3 【現況と課題】

4 現在の環境問題は、人間のあらゆる活動がもたらす環境への負荷が自然の持つ復
5 元能力を上回っていることから生じています。環境を保全し、持続可能な社会を築
6 くには、一人ひとりが、環境や環境問題に対する豊かな感受性を備え、環境に対する
7 自らの責任と役割を自覚し、主体的に行動できるようになるための環境学習を推
8 進するとともに、環境保全活動の機会を創出することが重要です。

9 環境学習については、2007年に改定した千葉県環境学習基本方針に基づき、学習
10 教材の作成、指導者の養成や派遣、学習拠点の連携強化等により、学習内容と機会
11 双方の充実を図ってきました。

12 しかし、環境問題は時代に応じて変化していくことから、学習内容は常時見直し
13 ていくことが必要です。また、全ての世代が環境問題を理解し、解決のために自ら
14 行動できるよう情報や学習の機会を提供していくことが必要です。さらに、2015年
15 の国連総会で採択されたSDGsを掲げた「持続可能な開発のための2030アジェン
16 ダ」が示しているように、環境・経済・社会の諸課題は相互に影響を及ぼしあってお
17 り、その解決には県民全体の環境意識の醸成が重要です。

18 環境保全活動については、これまで、県主催の環境美化運動の実施や県民自らが
19 行う活動への助成を行う等、多くの主体が参加できる機会を設け、市民活動団体、
20 事業者、教育機関等とパートナーシップを構築し、各主体の連携による事業を実施
21 してきました。

22 こうした取組により、環境保全活動への参加者は増加しましたが、一方で、環境
23 について関心が低い人に対して、いかに参加のきっかけを作っていくかが課題とい
24 えます。時代の要請に合わせ柔軟な開催形態により、県民の関心と理解を深めて
25 いくことが必要です。

26 【目指す環境の姿】

27 持続可能な社会づくりに向けて、環境について深い知識を持つ人づくり、学んだ
28 知識を広く伝えられる人づくり、環境のために個人においても協働においても行動
29 を起こし、発展させられる人づくりが実現され、皆が環境保全活動に参加していま
30 す。

31 【主な取組】

32 (1) 環境学習の推進

33 ■環境学習を推進する人材の育成と活用

34 環境学習・環境保全活動を進める環境学習指導者としての力を備えた人材
35 を育成するためのプログラムを整備します。

36 特に、地球温暖化問題については、地域で普及啓発活動を行う千葉県地球

1 溫暖化防止活動推進員の技能向上に係る研修を行い、県内各地で開催される
2 講習会や研修会等に講師として派遣します。

3 ■環境学習機会の提供

4 各主体と連携して、環境学習に取り組む団体の紹介等を通じて、様々な分
5 野、地域や年齢など幅広い対象者が、身近なところで楽しく環境学習に取り
6 組むことができる場や機会の充実を図り、多様な環境学習の機会を提供して
7 いきます。

8 また、県民が環境学習に関する情報をいつでも入手できるよう、各主体と
9 協働して情報提供の体制を整備するとともに、環境学習をより充実させるた
10 め、プログラム・教材などの開発に取り組みます。

11 ■環境学習の場の整備と活用

12 環境学習の拠点となる施設の整備拡充に努めるとともに、県有施設にとど
13 まらない地域の学習拠点間の相互連携を促進します。

14 また、自然体験や環境保全活動の実践ができる環境学習の場として、千潟
15 や里山などの活用を進めます。

16 ■環境学習における連携・協働の推進

17 県民、市民活動団体、事業者・団体、教育機関、市町村、県など環境学習に
18 取り組む各主体がより連携・協働して環境学習を推進できるよう、情報共有
19 のシステムづくりなど、効果的な方策について各主体の意見を踏まえながら
20 実施します。

21 ■県の率先取組

22 新規採用職員研修などの場で職員に対する環境研修を実施することなどに
23 より、職員一人ひとりが、それぞれの業務において、また生活者として家庭
24 や地域で、環境に配慮した行動の実践者となるよう努めます。

25 ■千葉県環境学習等行動計画の策定

26 環境学習については、これまで千葉県環境学習基本方針（1992年策定、2007
27 年改定）に基づいて推進してきましたが、千葉県環境基本計画の改定や環境
28 教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の改正、さらには国連総会
29 で採択されたSDGsを掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」
30 の考え方などを踏まえながら、千葉県環境学習等行動計画を新たに策定し、
31 更なる環境学習の推進に努めていきます。

32 (2) 環境保全活動の促進

33 ■環境保全活動を促進する人材の育成

34 地域で環境保全活動を牽引するリーダーや、連携・協働を推進するコーデ
35 ィネーター等を育成するとともに、次世代を担う児童・生徒が、環境問題を自
36 らの課題として理解し、主体的に判断し行動できるよう育成します。

1 ■環境保全活動の参加機会の創出

2 時代の要請に合わせた開催形態で、多くの主体が環境保全活動に参加でき
3 る機会を増やします。

4 ■環境保全活動の支援制度の整備

5 県民の環境保全活動への支援制度の整備・活用に努めます。また、環境保
6 全活動の場や機会の提供に係る情報を提供します。

7 ■各主体の連携・協働によるイベントの実施

8 各主体の相互理解と連携・協働による環境保全活動の実施を促進するため
9 に、環境保全に取り組む多様な主体が集まるイベントを開催するなど、異なる
10 立場の人々が交流し、情報を交換できる機会を提供します。

11 また、市民活動団体等との良好なパートナーシップを構築する中で、次世
12 代の環境保全活動の担い手となる新しい世代を取り込んでいきます。

13 ■環境保全活動に対する表彰等

14 「千葉県環境功労者知事感謝状」など、環境の保全活動に顕著な功績のあ
15 った個人や団体を表彰し、その活動内容を県民に広く紹介することにより、
16 環境保全活動に対する県民の関心と理解を深め、活動の広がりを図ります。

17 (3) 環境情報の提供

18 ■積極的な環境情報の提供

19 県の調査測定した環境データなどの環境情報を積極的に公開します。

20 また、本県の環境の現況や環境保全に関する施策の取組状況を「千葉県環
21 境白書」に取りまとめて公表するほか、パンフレット等の各種刊行物やホー
22 ムページにより、正確でわかりやすく情報提供します。

23 さらに、環境研究センターが行っている調査研究の成果を、広報誌やイン
24 ターネット等を活用して広く分かりやすく発信するとともに、施設の公開や
25 見学者の受け入れなど、県民がより深く学べるように、研究機関の特徴を生か
26 した情報提供も行います。

27 【関連する個別計画】

28 ○千葉県環境学習基本方針（2007年9月策定）

29 環境学習の推進を図っていく上で基本的な考え方とその方向を定めたもので、
30 持続可能な社会づくりに向けて、豊かな感受性を育み、問題解決力を身につけ、
31 主体的に行動できる人づくりを目指しています。

1 【計画の進捗を表す指標】

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
県が主催・共催する環境学習に関する行事の参加者数	24,590人 (2017年度)	25,000人 (毎年度)
日常生活活動の中で、環境に配慮して行動を心掛けている人の割合	○% (2018年度) ※2018年度アンケート 実施予定	○% (2028年度) ※H31:1月末頃設定 予定

2

2 環境保全の基盤となる施策の推進

【現況と課題】

○環境影響評価制度

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、大規模な事業の内容を決めるに当たって、環境の保全の観点を踏まえてよりよい事業を作り上げていこうという制度です。手続きの中で、住民や行政機関などの意見も聴きながら、あらかじめ事業者が自ら、調査・予測・評価を行った上で環境保全措置の検討を行います。

本制度では、道路建設、河川工事、発電所設置、工業団地や宅地の造成など、環境への影響が大きいおそれのある、一定の規模以上の事業を対象に、環境影響評価の手続きの実施を義務付けています。

環境影響評価法に基づき、統一的な環境影響評価制度が確立していますが、本県では千葉県環境影響評価条例により、法の対象とならない種類・規模の事業を対象事業に加えるとともに、法の対象事業も含めて、事後調査報告書の作成や県民等の意見を聞く機会の拡充など、独自の手続を追加しています。

県では、環境アセスメント制度の的確な運用に努めているところですが、事業特性や地域の実情などを踏まえながら、より効率的・効果的に対応していくことが重要となっています。

○調査研究体制

千葉県では、環境の試験研究機関として環境研究センターを設置し、時代の要請に応えながら、多様化・複雑化する環境問題を解決するための調査研究に取り組んできました。

東日本大震災時に生じた本県への環境影響への対応についても、環境研究センターに過去から集積されている知見や技術を役立ててきたところです。

今後、首都直下型の地震が想定されること、また、環境影響が懸念される大規模な事業が計画されていることから、更なる新たな知見や技術を取り入れ、効果的に課題を解決できるように調査研究体制を一層充実させることが求められています。

また、得られた成果や培ってきた技術等を、市町村等に広く還元することも重要です。

○ちば環境再生基金

ちば環境再生基金は、2002年度から、ふるさと千葉の自然の保全と再生に取り組む環境保全活動への助成金として活用されています。

今後も、ちば環境再生基金の設置を継続し、これまで以上に県民一人ひとりに基金の存在と基金による助成事業を知ってもらい、さらには、県民自身が積極的に「自然環境の保全と再生」や「循環型社会の形成」の活動に関わっていく仕組みを構築していくことが重要です。

1 【目指す環境の姿】

2 県内で実施される規模の大きい事業が、環境への影響を適切に回避・低減し、環
3 境の保全に配慮したものとなっています。

4 調査研究の成果や技術が活用され、環境をめぐる様々な課題の解決が進められて
5 います。

6 ちば環境再生基金が有効に活用され、各主体が協働で自然環境の保全・再生、循
7 環型社会づくりを推進しています。

8

9 【主な取組】

10 (1) 環境影響評価制度の充実

11 ■環境影響評価制度の的確な運用

12 事業による環境への影響の回避・低減を図るため、調査・予測・評価、環境
13 保全措置の検討、工事着手後の調査などが確実に行われるよう運用します。

14 また、環境影響評価の充実を図るため、審査に必要な科学的知見の集積を
15 図るとともに、県民・事業者への情報提供を行います。

16 ■環境影響評価手続への参加促進

17 環境影響評価手続への県民等の参加を促進するため、より分かりやすい環
18 境影響評価方法書等の作成を事業者に指導するとともに、意見提出における
19 インターネットの活用に努めます。

20 ■環境影響評価に係る審査の充実

21 事業特性や地域の実情を踏まえながら、地域環境の保全の視点はもとより、
22 地球温暖化対策等、事業を取り巻く状況を踏まえ、適切な審査を行うよう努
23 めます。

24 (2) 調査研究体制の充実

25 ■環境研究センターの機能強化

26 環境保全の基盤となる調査研究や技術支援などを効果的に行うため、組織
27 体制の見直しや施設の再整備の検討を進め、機能強化を図ります。

28 また、課題を解決する技術力を向上させるため、国等が行う技術研修への
29 職員の積極的な参加、他の研究機関との交流の促進などを通じ、新たな知見
30 や技術を取り入れ、人材の育成を図ります。

31 ■行政課題を解決する調査研究の推進

32 施策展開に必要な調査業務を着実に進めるとともに、県や市町村の抱える
33 行政課題の解決に向けて必要に応じて他機関と連携し新たな調査研究に取り
34 組みます。

35 調査研究については、進捗状況を毎年評価し必要に応じて見直しを図りま
36 す。

37

1 ■技術支援等の充実

2 市町村等への技術支援や事業者への技術指導を行うとともに、環境保全業
3 務を担当する市町村職員等への技術研修を行うなど、環境研究センターが保
4 有する知見や技術を広く活用します。

5 (3) ちば環境再生基金の充実と活用

6 ■ちば環境再生基金の設置と運営

7 引き続き、(一財)千葉県環境財団に「ちば環境再生基金」を設置し、学識
8 経験者等で構成する「ちば環境再生推進委員会」が基金を適正に運用し、基
9 金による事業を公正かつ適切に実施します。

10 ■啓発・募金活動の推進

11 環境イベント、広報誌、インターネット等の媒体を活用するとともに、県
12 民、市民活動団体や事業者の協力を得ながら、環境問題への関心を高める広
13 報活動と募金活動を実施します。

14 ■各種助成事業による環境の保全・再生の推進

15 地域住民や市町村が自ら又は協働によって行う環境保全活動等に対し、事
16 業費の助成等の支援を行い、生活環境の改善や自然環境の保全・再生を推進
17 します。

18 また、各種助成は、時代の要請に合わせ、申請者が利用しやすいように、必
19 要に応じて制度を見直します。

20 【計画の進捗を表す指標】

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
ちば環境再生基金による 助成事業の実施件数	64 件 (2017 年度)	累計 700 件 (2019～2028 年度)